

様式第1号（第8条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☐ 個人情報ファイル	☐ 特定個人情報ファイル
	☐ 条例第2条第5号ア (電算処理ファイル)	☐ 条例第2条第5号イ (マニュアル処理ファイル)
	第8条第9項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備考		

様式第2号（第9条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（あて先）岐阜市議会議長

（請求者）氏 名 _____

住所又は居所 _____

電 話 _____（ ） _____

岐阜市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第46号）第19条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

- 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ ☐ 閲覧 ☐ 写し（ ☐ 用紙に出力 ☐ 光ディスクに複写）の交付 ＜実施の希望日＞ 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。
--

- 3 本人確認等

ア 開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人

イ 請求者本人確認書類（次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。）
--

☐運転免許証

☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

☐在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

☐その他（ ）

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等（開示請求をする前30日以内に作成されたもの）を添付してください。

ウ 本人の状況等（代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

（ア） 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人
☐任意代理人委任者

（イ） 本人の氏名 _____

（ウ） 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 （請求資格確認書類） ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 （請求資格確認書類） ☐ 委任状 ☐ その他（ ）
--

岐阜議（ ）第 号
年 月 日

様

岐阜市議会議長

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、岐阜市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第46号）第24条第1項の規定により、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（☐全部開示 ☐部分開示）

--

2 不開示とした部分とその理由

(1) 不開示とした部分

(2) 不開示とした理由

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜市議会議長に対して審査請求をすることができます。

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市議会議長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

☐閲覧 ☐写し（☐用紙に出力 ☐光ディスクに複写）の交付
作成に要する費用： 円

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 年 月 日から 月 日まで（土・日曜日及び祝祭日を除く。）
時間： 時 分から 時 分まで 場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用

準備日数： 日 送付に要する費用： 円

<担当課>

岐阜市議会事務局

電話：

様式第4号（第12条関係）

岐阜議（ ）第 号
年 月 日

様

岐阜市議会議長

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、岐阜市議会の個人情報
情報の保護に関する条例（令和4年条例第46号）第24条第2項の規定により、下記のとおり全部
を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示をしないことと した理由	

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3
か月以内に、岐阜市議会議長に対して審査請求をすることができます。

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合
にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6
か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市議会議長が被告の代表となります。）処分の取消
しの訴えを提起することができます。

<担当課>

岐阜市議会事務局

電話：

様式第5号（第13条関係）

岐阜議（ ）第 号
年 月 日

様

岐阜市議会議長

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、岐阜市議会の個人情報
情報の保護に関する条例（令和4年条例第46号）第25条第2項の規定により、下記のとおり開示
決定等の期限を延長することにしたので通知します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<担当課>
岐阜市議会事務局
電話：

様式第6号（第14条関係）

岐阜議（ ）第 号
年 月 日

様

岐阜市議会議長

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、岐阜市議会の個人情報
情報の保護に関する条例（令和4年条例第46号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に
より、下記のとおり開示決定等の期限を延長することにしたので通知します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
条例第26条第1項の 規定（開示決定等の 期限の特例）を適用 する理由	
残りの保有個人情報 について開示決定等 をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行 い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等 を行う予定です。） 残りの部分の開示決定等の期限 年 月 日

<担当課>
岐阜市議会事務局
電話：

様式第7号（第15条関係）

岐阜議（ ）第 号
年 月 日

様

岐阜市議会議長

第三者意見照会書

あなた（法人等にあつては、貴社等。以下同じ。）に関する情報が含まれている保有個人情報について、岐阜市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第46号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、条例第27条（第1項・第2項）の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 ☐ 第1号 ☐ 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日

＜担当課＞
岐阜市議会事務局
電話：

様式第8号（第15条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

（あて先）岐阜市議会議長

氏 名 _____

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 _____

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

電 話 _____（ ） _____

年 月 日付で照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	☐ 照会があつた情報を開示されることについて支障がない。 ☐ 照会があつた情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由

岐阜議（ ）第 号
年 月 日

様

岐阜市議会議長

開示決定を行った旨の反対意見書提出者への通知書

あなた（法人等にあつては、貴社等。以下同じ。）から 年 月 日付けで保有個人情報の開示決定等に関する意見書の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定をしたので、岐阜市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第46号）第27条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとしたあなたに関する情報の内容	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

- ※ この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- ※ この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市議会議長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

＜担当課＞
岐阜市議会事務局
電話：

様式第10号（第19条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（あて先）岐阜市議会議長

（請求者）氏 名 _____

住所又は居所 _____

電 話 _____（ ） _____

岐阜市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第46号）第32条第1項の規定により、
下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた 保有個人情報	（開示決定通知書の文書番号） 年 月 日付け岐阜市議（ ）第 号 （開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称 等）
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）

1 訂正請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類（次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。）	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等（開示請求をする前 30日以内に作成されたもの）を添付してください。
3 本人の状況等（代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	（請求資格確認書類） ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	（請求資格確認書類） ☐ 委任状 ☐ その他（ ）

様式第11号（第20条関係）

岐阜議（ ）第 号
年 月 日

様

岐阜市議会議長

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、岐阜市議会の個人情報
情報の保護に関する条例（令和4年条例第46号）第34条第1項の規定により、下記のとおり訂正
することに決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3
か月以内に、岐阜市議会議長に対して審査請求をすることができます。

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合
にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6
か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市議会議長が被告の代表となります。）処分の取消
しの訴えを提起することができます。

<担当課>

岐阜市議会事務局

電話：

様式第12号（第20条関係）

岐阜議（ ）第 号
年 月 日

様

岐阜市議会議長

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、岐阜市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第46号）第34条第2項の規定により、下記のとおり訂正しないことに決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜市議会議長に対して審査請求をすることができます。

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市議会議長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

<担当課>

岐阜市議会事務局

電話：

様式第13号（第21条関係）

岐阜議（ ）第 号
年 月 日

様

岐阜市議会議長

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、岐阜市議会の個人情報
情報の保護に関する条例（令和4年条例第46号）第35条第2項の規定により、下記のとおり訂正
決定等の期限を延長することにしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<担当課>
岐阜市議会事務局
電話：

様式第14号（第22条関係）

岐阜議（ ）第 号
年 月 日

様

岐阜市議会議長

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、岐阜市議会の個人情報
情報の保護に関する条例（令和4年条例第46号。以下「条例」という。）第36条第1項の規定に
より、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することにしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
条例第36条第1項の規定 （訂正決定等の期限の特 例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<担当課>
岐阜市議会事務局
電話：

様式第15号（第23条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（あて先）岐阜市議会議長

（請求者）氏 名 _____

住所又は居所 _____

電 話 _____（ ） _____

岐阜市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第46号。以下「条例」という。）
第39条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた 保有個人情報	（開示決定通知書の文書番号） 年 月 日付け岐阜議（ ）第 号 （開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称 等）
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） ☐ 条例第38条第1項第1号該当（ ☐ 利用の停止 ☐ 消去） ☐ 条例第38条第1項第2号該当（提供の停止） （理由）

1 利用停止請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類（次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。） ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等（開示請求をする前 30日以内に作成されたもの）を添付してください。
3 本人の状況等（代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 （請求資格確認書類） ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 （請求資格確認書類） ☐ 委任状 ☐ その他（ ）

岐阜議（ ）第 号
年 月 日

様

岐阜市議会議長

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、岐阜市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第46号）第41条第1項の規定により、下記のとおり利用停止をすることに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

- ※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- ※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市議会議長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

＜担当課＞
岐阜市議会事務局
電話：

様式第17号（第24条関係）

岐阜議（ ）第 号
年 月 日

様

岐阜市議会議長

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、岐阜市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第46号）第41条第2項の規定により、下記のとおり利用停止をしないことに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜市議会議長に対して審査請求をすることができます。

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市議会議長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

<担当課>

岐阜市議会事務局

電話：

様式第18号（第25条関係）

岐阜議（ ）第 号
年 月 日

様

岐阜市議会議長

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、岐阜市議会の
個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第46号）第42条第2項の規定により、下記のとおり
利用停止決定等の期限を延長することにしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<担当課>
岐阜市議会事務局
電話：

様式第19号（第26条関係）

岐阜議（ ）第 号
年 月 日

様

岐阜市議会議長

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、岐阜市議会の
個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第46号。以下「条例」という。）第43条第1項の規
定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することにしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人 情報の名称等	
条例第43条第1項の規定（利 用停止決定等の期限の特例） を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<担当課>
岐阜市議会事務局
電話：

様式第20号（第27条関係）

岐阜議（ ）第 号
年 月 日

様

岐阜市議会議長

意見聴取をした旨の通知書

年 月 日付けの岐阜市議会議長に対する審査請求について、次のとおり岐阜市
情報公開・個人情報保護審査会に意見聴取をしたので、岐阜市議会の個人情報の保護に関する
条例（令和4年条例第46号）第45条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る開示 決定等、訂正決定 等、利用停止決定等	
審査請求	(1)審査請求日 (2)審査請求の趣旨
意見聴取日	年 月 日

<担当課>
岐阜市議会事務局
電話：